

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780015

研究課題名（和文）表現権保障の観点から考究するヘイトスピーチに対する民事救済の可能性

研究課題名（英文）A Constitutional Analysis of Civil Remedies for Hate Speech

研究代表者

梶原 健佑（KAJIWARA, Kensuke）

九州大学・基幹教育院・准教授

研究者番号：40510227

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：大きな社会問題となっているヘイトスピーチについて、法的対処を求める声が高まっている。ひとくちに法的な対処といっても、一般的に想定される刑罰を用いた規制以外にも、民事的な被害者救済のアプローチが考えうる。民事的な手法は、公権力の判断を待たずに、被害者が裁判所に直接法的な判断を求められる点に優れた一面があるといえるが、種々の限界も多いことが確認された。また、ヘイトスピーチと称される言論類型の内実が非常に多様であることも、研究の結果、確認された。

研究成果の概要（英文）：There is much debate about hate speech regulations, especially criminal punishment. As another approach to pursue the legal liability of hate speaker, we can explore the possibility of the civil remedies. According to my research, it is meaningful that a hate speech victim can bring a civil action to confirm the court's judgement on whether the expressive conduct is illegal, without judgement of administrative agencies. On the other hand, the civil remedy approach has many limitations. This study also reveals that the concept of "hate speech" is very ambiguous and subsumes diverse types of speech.

研究分野：憲法学

キーワード：ヘイトスピーチ

1. 研究開始当初の背景

2010年代に入って、在日コリアンに対するヘイトスピーチが社会問題として認識されるようになり、法学者の間でもヘイトスピーチ規制の合憲性問題が実際的な研究課題と目されるようになっていた。議論は憲法学・刑法学・実務家を巻き込んで展開されており、そこでは、刑事規制を念頭に、被害の深刻性を重視して新規規制の必要性を唱える主張と、規制に対する表現の自由の観点からの懸念を訴える主張とが対立していたのである。こうした状況下において、2013年10月には、京都地方裁判所がヘイトスピーチの民事責任を肯定する極めて注目すべき判決を示し、民事上の手段による被害者救済の可能性にも目が向けられるようになっていた。

2. 研究の目的

ヘイトスピーチに対する規制の是非・当否をめぐる従来の議論は、主として、刑事規制と行政規制に目を向けてきた。しかし、ヘイトスピーチ規制の目的が被害者を救うことにあるとするならば、民事的手段にも相応の注意が払われるべきである。現在の不法行為法で対処可能な事例はそれなりに存在すると考えられるのであり、時間を要する新たな規制の構築を待たずとも救済可能となるからである。

ただし、不法行為法制がヘイトスピーチ問題にどの程度利用可能であるかは、なお不明な部分が多く、また、憲法学の観点からすると、表現の自由に配慮した調整法理が必要となる。本研究は、わが国の研究蓄積において手薄であったこの隙間を埋めるべく行われた。

3. 研究の方法

代表者はかねてヘイトスピーチ規制と表現の自由との緊張関係について関心を持ち、規制を求める主張について、その理論の法学的・言語哲学的含意を明らかにし、またアメリカ判例理論との整合性等を分析する研究を行ってきた。その研究で得られていた結論の1つは、民事救済の可能性を探る余地がある、という点にあった。

また、ヘイトスピーチが我が国でにわか社会問題化した後も、同問題に関心をもって検討を進め、たとえば、上に述べた2013年の京都地裁判決を分析する判例研究を執筆するなどしてきた。この裁判の分析からは、ヘイトスピーチを不法行為に基づく損害賠償請求訴訟で争うことには、意義と限界があることが大まかに明らかとなっていた。

過去の研究で得られた以上のような知見や資料を基盤に、本研究では次のような方法で研究を行った。なお、研究資料は、書籍の購入のほか、オンライン法律情報サービス・

LexisNexis等を通じて入手し、検討した。また、ヘイトスピーチ法制に関心をもつ近隣の大学所属の研究者に声をかけて、小規模な研究会を主宰し、研究推進と情報交換の場をもった。こうした環境のもと、次の研究課題に取り組んできた。

(課題1) ヘイトスピーチの定義

ヘイトスピーチ規制の当否・可否をめぐる議論は、これまで一定数公表され、蓄積されてきたものの、代表者の見るところ、必ずしもかみ合った議論となっていない印象も受けてきた。その原因は、ヘイトスピーチの名のもとにイメージしている言論が論者によって異なっていたり、イメージが曖昧なまま議論だけが先行していたりすることにあると考えられた。そこで、議論の前提条件を整備するべく、ヘイトスピーチの概念について検証を行った。この検証にあたっては、日本の議論のみならず、ヘイトスピーチ論の母国でもある米国の議論も対象とした。

(課題2) ヘイトスピーチ規制の根拠

ヘイトスピーチ規制を求める論者が規制の根拠、すなわち、被侵害法益として挙げるものは、かなり多様である。個人法益に還元できるものから社会的法益まで、性質も法的な要保護性も多層的なグラデーションのなかにあり、その妥当性の検証には多くの研究が必要となる。このうち、これまであまり検証されてこなかった、ヘイトスピーチによって被害者のなかに生じる「精神的苦痛」に注目し、これが規制の根拠たり得るかを検討することにした。研究の補助線としたのは、危害原理とは区別された権利制約原理である「不快原理」である。同原理については日本での議論の蓄積が薄いため、欧米の議論を主として参考に検討した。

(課題3) 不法行為法による対処の可能性

不法行為に基づく損害賠償請求訴訟という手段の有効性と限界とを、日米の法理論・判例を手がかりに分析した。

(課題4) 差止めによる救済の可能性

我が国の裁判所は、近年、ヘイトデモやヘイト集会の差止めを認める傾向にある。民事の手法による被害拡大防止のツールとして、裁判所によるこれら差止めは有効に働き得る。しかし、同時に、これは表現の自由に対する事前抑制ではないかとの疑念も生じるところであり、従前の日本の判例法理との比較やアメリカ法の知見を参考にしながら、若干の検討を行った。

4. 研究成果

(1) 課題1について

ヘイトスピーチの語はアメリカの法学界においては、少なくとも1980年代から次第に用いられ、急速に注目を集めるようになって、規制の是非・当否を中心に議論が交わされてきた。ところが、現時点においてなお、共有された定義がないといわれている。ただ、

そのなかでも引用される頻度が高い幾つかの定義を分析してみると、何らかの属性をもつ集団およびそれを構成する個人に向けられた表現であること、なんらかの攻撃的性格を有していること、の2点に収斂する。かかる広い定義の採用は、ヘイトスピーチと認定されうる実際の表現を非常に広範囲なものにし、それによって害される法益も多様であることへと繋がっていく。そこで、広範なヘイトスピーチ概念のうち、法規制を必要とするそれは、なかでも限定されたものとなるはずであり、実際に各国で法規制を検討する際には、当事国における差別の歴史と実状を踏まえて判断する必要があることを確認した。また、ヘイトスピーチによって害される法益が一樣ではないことから、精緻かつ実質的な議論のためには、ヘイトスピーチを上位概念として祭り上げてしまい、そこに含まれる各種の表現を侵害法益に着目しつつ丁寧に類別していくべきであると提唱した。以上の内容は、第26回比較憲法学会において報告し、「ヘイトスピーチ概念の外延と内包に関する一考察」と題する論文にまとめて、比較法学研究27号(2015年)として公表した。

(2) 課題2について

憲法上の権利である表現の自由といえども絶対無制約ではなく、規制は例外的に許容される。このとき、表現によって他者の権利利益を侵害する場合には規制が許容されることは、権利制約の一般原理である「危害原理」によって正当化される。ところが、危害原理の射程には議論の余地があり、具体的人間の身体、財産、社会的評価はそこに含まれると一般的に想定されているものの、社会公共に対する害悪が含まれるのか、そして、精神的な不快をも含まれるのか、については意見の一致を見ていない。ヘイトスピーチとの関係ではが論点となる。

精神的不快は害悪とはいえないと考える論者のなかには、危害原理とは異なる不快原理(offense principle)によって自由への制約が一部正当化されると唱える論者もいる。彼らにとって不快原理の適用例の典型例の1つがヘイトスピーチである。しかし、不快原理を援用しての規制にあたっては、危害原理では求められない特殊な条件の充足が必要だといわれてきた。不快の深刻度、回避不可能性、社会的価値との衡量、代替手段の有無などがそれである。これらを前提にすると、不快原理を理由とするヘイトスピーチ規制は一定の可能性を感じさせるものの、規制範囲の広範さを容易に根拠付けることはない理解される。以上の成果は、論文「ヘイトスピーチ・害悪・不快原理」にまとめ、阪本昌成先生古稀記念論文集『自由の法理』(2015年)において発表した。不快原理と表現の自由との関係については、なお検討を要する点が多く、代表者にとって今後の課題として残された。

なお、の論点に関する思索の一端は、公共の社会的利益を理由とする表現規制の限界を探った「国家機密と表現の自由」山口経済学雑誌64巻3・4号(2015年)に結実している。

(3) 課題3について

不法行為法制によるヘイトスピーチ被害救済の特徴の第一は、新規規制の法制化を待たずに実行可能なことにある。第二は、刑事/行政規制では必要となるはずの警察・検察や何らかの人権擁護機関の判断を介在させることなしに、被害者自身がイニシアティブをもって裁判所の法的判断を求めうることである。

ヘイトスピーチによる被害に対して不法行為法制を頼って訴訟提起しようとする場合に、最も典型的な不法行為類型は名誉毀損である。リーディングケースである京都朝鮮第一初級学校事件でも、裁判所によって高額な損害賠償が認められたのは、名誉毀損と業務妨害の不法行為が認定されたためであった。最高裁判例によると、事実摘示型にせよ意見論評型にせよ民事名誉毀損にあっては、免責されるためには公益目的性が必須とされており、ヘイトスピーチ事案では同要件の充足が種々の司法事実によって認定されるかが勝負どころとなると思料される。ただし、不法行為の成立には、権利利益の侵害、損害の発生、損害と行為との因果関係も不可欠の要件とされているところ、特定の個人や法人に向けられていないヘイトスピーチについては、不法行為法制の下では対応しきれない部分も多い。また、名誉毀損以外にも、名目としては、「平穩に生活する権利の侵害」「内心の平穩の侵害」「名誉感情の侵害」などを考えるものの、いずれも立証のハードルは決して低くない。以上の研究成果は、法学セミナー2016年5月号に寄稿した論文「ヘイトスピーチに対する民事救済と憲法」のなかで明らかにしている。当該研究は完結にはまだまだ遠い状況にあり、具体的な立証のありかた、免責要件の具体化など、今後も継続的に取り組んでいきたいと考えている。

(4) 課題4について

先に挙げた京都朝鮮第一初級学校事件判決は損害賠償と同時に同種の行為の将来にわたっての差止めが認められていたが、2016年6月には横浜地方裁判所川崎支部がヘイトデモの差止め(仮処分)を命じる決定を出したことを受けて、ヘイトスピーチに対する民事救済の手法として、差止めの可能性と限界を検討する必要性が改めて明確になった。そこで、代表者も日米の関連判決を素材に分析をはじめたところ、日本では比較的こうした差止めが裁判所によって容易に認められてきたこと、アメリカでは表現内容規制への警戒がこの分野にも及んでいることなどが分かった。また、表現への事前抑制禁止の法理は広く学説・実務に共有されているところ、この領域での同法理の適用如何はあまり明

らかでないことも確認された。かかる検討の一部については、2016年度夏季九州公法判例研究会と第27回ヘイト・クライム研究会の両席上で報告する機会を得た。しかし、本研究は2014年度の開始以来、民事的救済の手段として、事後的な損害賠償請求に焦点を当ててきたため、差止めという別個の大きなテーマに取り組むには時間が十分ではなく、検討を要する点が多いこともあって、本研究期間内に論文として世に問うには至らなかった。期間終了後も検討を続けていかなければならないと感じている。

(5) その他

本助成による直接の成果ではないが、派生的な成果物として、如上の専門的研究の成果を、分かりやすく学生や公衆に還元することを狙って、穴戸常寿編『18歳から考える人権』（法律文化社、2015年）に第7章「『お前らなんかいなくなれ』と叫んでもいいですか？」を執筆した。これは、ヘイトスピーチ規制を主たる素材に、表現の自由論の全体像を簡潔に説明しようとしたものである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 3件)

梶原健佑、ヘイトスピーチに対する民事救済と憲法、法学セミナー736号、査読無、2016年、30 - 35頁

梶原健佑、ヘイトスピーチ概念の外延と内包に関する一考察、比較憲法学研究 27号、査読無、2015年、127 - 148頁

梶原健佑、国家機密と表現の自由、山口経済学雑誌 64巻 3・4号、査読無、2015年、199 - 211頁

〔学会発表〕(計 4件)

梶原健佑、所謂「在日認定」と名誉毀損～ヘイトスピーチの周辺問題、第35回山口法学研究会、2017年2月13日、山口大学（山口県山口市）

梶原健佑、憲法学からみる川崎ヘイトデモ差止決定、第27回ヘイト・クライム研究会、2016年9月17日、大阪経済法科大学麻布台セミナーハウス（東京都港区）

梶原健佑、ヘイトスピーチに対する民事救済と憲法、2016年度夏季九州公法判例研究会、2016年7月9日、九州大学（福岡県福岡市）

梶原健佑、ヘイトスピーチ概念の外延と内包に関する一考察、第26回比較憲法学会、

2014年10月25日、慶応義塾大学（東京都港区）

〔図書〕(計 1件)

松井茂記・長谷部恭男・渡辺康行編、成文堂、阪本昌成先生古稀記念論文集 自由の法理、2015年、1023頁（梶原健佑、ヘイトスピーチ・害悪・不快原理、735 - 762頁を所収）

6. 研究組織

(1)研究代表者

梶原 健佑 (KAJIWARA, Kensuke)

九州大学・基幹教育院・准教授

研究者番号：40510227